

保護司

保護司法に基づき、法務大臣が委嘱する無給の非常勤国家公務員(民間のボランティア)です。犯罪や非行をした人たちの手助け(更生保護活動)のほか、犯罪予防のための啓発活動を行います。

対象 委嘱予定日時時点で75歳以下の健康で時間的余裕のある市民

定員 若干名

申込・問合せ 石狩地区更生保護サポートセンター
☎62-9136 ※月・水・金曜(祝日、年末年始除く)
10時~16時



▲法務省HP

協力雇用主

協力雇用主は、前歴のために定職に就くことが難しい刑務所出所者などの事情を理解した上で雇用し、自立や社会復帰に協力する民間の事業主です。協力雇用主には奨励金を交付するなどの支援制度もあります。

申込・問合せ 石狩地区更生保護サポートセンター
☎62-9136 ※月・水・金曜(祝日、年末年始除く)
10時~16時



▲法務省HP

市営・単身者住宅入居者

募集団地 新別狩東団地1戸(3LDK・厚田区)

案内配布 2(月)~

申込期間 6(金)~10(火)

※親船町地区、厚田区、浜益区に随時募集中の団地あり。厚田区のみ単身者住宅もあり。詳細は要問合せ

申込・問合せ 建築住宅課 ☎72-3144

自衛官

種目 ①自衛官候補生

②高等工科学校生徒

応募資格 ①採用予定月の1日現在、18歳以上33歳未満の方

②R7/4/1現在、15歳以上17歳未満の男子
そのほか 自衛官等個別説明会を希望に合わせて実施。要問合せ

申込期間 ①9(月)~R7/1/9(木)

②R7/1/16(木)まで

申込・問合せ 自衛隊札幌地方協力本部
江別地域事務所 ☎011-383-8955

※平日9時~17時

募集

会計年度任用職員

事務補助員

募集人数 ①2人 ②若干名

任期 R7/1/1~3/31

業務内容 ①各種データ入力、書類整理など

②給与支払報告書の整理など

勤務場所 市役所(花川北6・1)

勤務時間 平日週29時間

報酬 月額126,923円~131,790円

※交通費別途

応募資格 パソコン操作(ワード・エクセル)ができる方

申込方法 会計年度任用職員申込書(市HPから入手可)を持参または郵送

※応募書類の返却不可

申込期間 11/29(金)~12/6(金)

そのほか 任期により共済組合(短期給付など)・厚生年金・雇用保険が適用

申込・問合せ 職員課(〒061-3292 花川北6・1・30・2 市役所3階) ☎72-3151

審議会委員

水道事業運営委員会

水道事業の運営に関する事項の調査・審議などを行います。

募集人数 1人

任期 委嘱日(R7/3月を予定)より2年間

応募資格 委嘱予定日時時点で満18歳以上の市内に在住する方

開催時期 平日昼間に年2回程度

そのほか 報酬と交通費を支給。託児制度(費用の一部助成)あり

申込方法 31(火)までに申込書(担当課、あい・ボード、市HPから入手可)を郵送・ファクス・メールのいずれかで提出

申込・問合せ 水道営業課(〒061-3292 花川北6・1・30・2 市役所2階)

☎72-3224 FAX75-2273

✉s-eigyo@city.ishikari.hokkaido.jp

2月号の原稿締切日は25(水)です

申込書 秘書広報課、各支所、市民館(学び交流センター)に設置

※市HPからも入手可

申込方法 秘書広報課へ持参(開庁日)・

郵送・ファクス・メールのいずれか

※宛先は裏表紙をご覧ください

必ず連絡先を明記してください。「会員募集」は申込順、掲載は年1回です。

広報いしかりをスマホで読もう! ㊟ 秘書広報課 ☎72-3145

- ◆デジタルブック「カタログポケット」で無料配信中!
- ◆ブラウザでもアプリでも、スマホやタブレットで読める!
- ◆写真もカラーで楽しめる!
- ◆10言語で読める・聞ける(音声読み上げ対応*)

※ベトナム語、一部ブラウザ版は音声読み上げに対応していません。音声読み上げには、無料アプリ(カタポケ)のインストールが必要です



紙面上の
アイコンをタップ!



別ウインドウでテキスト情報を大きく表示します。テキストは読みやすいUDフォントを使用しています。



Webサイトを表示します。

広報いしかり
以外も
読めます



放課後児童クラブの利用申し込み

仕事などで保護者が昼間不在の小学生のお子さんを、下校時から児童館などの施設でお預かりします。

登録期間 R7/4/1～R8/3/31

開設時間 平日(登校日)下校時～18時30分、土曜・学校休業日8時～18時30分

※延長利用は19時まで

休所日 日曜・祝日・年末年始・臨時休業日
費用 月額3,500円(延長利用・スポーツ安全保険料別途)

※減免申請については、クラブの利用申請後、令和7年2月頃より市から減免申請書を送付します。減免区分の対象となる方は、減免申請書の提出をお願いします。

申込方法 申込書(各放課後児童クラブ、子ども政策課から入手可)を子ども政策課へ持参または郵送

申込期間 2(月)～R7/1/7(火)

問合せ 各放課後児童クラブ ※平日14時～18時、土曜10時～18時

子ども政策課(〒061-3292 市役所1階18番窓口) ☎72-3192

※定員を超えた場合は校区内のほかのクラブを利用してください

※生振小学校(特認校)の児童はお問い合わせください

※冬休みや夏休みなどの学校長期休業期間のみの一時利用制度もあります

(定員に空きがある場合のみ利用可)

名称	住所	電話番号	定員	主な校区
なかよしクラブ	花川南8・3・153・5 (花川南児童館内)	☎73・5180	50人	花川南小
はまなす子どもクラブ	花川南9・4・83・9 (花川南認定こども園内)	☎73・9200	30人	
にじいろ南クラブ	花川南6・5・1 (花川南小学校敷地内)	☎77・6090	20人	
エースクラブ	樽川4・1・600・1 (ふれあいの杜子ども館ふれっこ内)	☎77・6226	60人	南線小
にこにこクラブ	花川南3・1・18 (南線小学校内)	☎73・4400	35人	
樽川スマイルクラブ	樽川6・2・602	☎72・5640	90人	双葉小
ピノキオクラブ	花川北3・2・199・2 (花川北児童館内)	☎74・3100	50人	
げんきっ子クラブ	花川北1・6・1 (紅南小学校内)	☎74・0327	45人	
わかばクラブ	花川北2・5・65・1 (認定こども園花川わかば幼稚園内)	☎74・6311	30人	紅南小
キラキラクラブ	緑苑台中央3・603 (緑苑台小学校内)	☎72・1704	65人	緑苑台小
どんぐりクラブ	花川東671・7 (緑苑台認定こども園敷地内)	☎080・1871・1753	25人	
花っ子クラブ	花川北7・1・22 (こども未来館あいぽーと内)	☎76・6112	50人	花川小
ファイトキッズクラブ	八幡4・167 (石狩八幡小学校内)	☎66・3305	25人	石狩八幡小

パブリックコメント

①石狩市教育プランの策定について

この計画は、教育基本法に規定の教育振興施策に関する基本的な計画として位置付けられ、本市が目指す教育の目標や方向性を明確にし、計画的に教育施策の推進を図るものです。計画期間は令和7年度～令和11年度の5年間です。
問合せ 総務企画課 ☎72・3169

②第5期石狩市こどもの読書活動推進計画の策定について

この計画は、石狩市に住む全ての子どもたちが、いつでもどこでも自主的に読書のできる環境づくりを目指し、その方向性や手法を定めるものです。計画期間は令和7年度～令和11年度で、石狩市教育プランとあわせて策定します。
問合せ 市民図書館 ☎72・2000

③石狩市民図書館ビジョンの策定について

市民の読書活動推進や生涯学習の支援など、今後5年間の図書館運営方針や目標を定めるものです。計画期間は令和7年度～令和11年度で、石狩市教育プランとあわせて策定します。
問合せ 市民図書館 ☎72・2000

④石狩市教育大綱の改定について

石狩市教育大綱は、教育に関する総合的な施策の根本となる方針を定めるものです。「石狩市こどもの権利条例」の制定や「石狩市教育プラン」「石狩市こどもビジョン」の新たな策定を予定しており、本市の教育を取り巻く環境や、国の子ども政策の変化を踏まえ、必要な改定を行います。
問合せ 参事(政策担当) ☎72・3644

⑤第3期石狩市総合戦略(仮称)の策定について

第2期石狩市まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間が最終年度を迎えることから、これまでの地方創生の取り組みを踏まえ、かつ時代にあった新たな視点も盛り込んだ第3期石狩市総合戦略(仮称)を策定します。
問合せ 企画課 ☎72・3161

⑥第2期石狩市こどもビジョンの策定について

市のこども施策に関する基本計画として、国の施策に呼応した法定計画としての役割を担うとともに、地域全体が共通

認識に立って取り組むための基本的な考えや目指す方向性を示し、その理念を実現するための各施策の推進計画として策定します。計画期間は令和7年度～令和11年度の5年間です。

問合せ 子ども政策課 ☎72・3192

共通事項

意見の募集期間

16(月)～R7/1/17(金) ※消印有効

⑥は26(木)～R7/1/25(土) ※消印有効

意見の提出方法 氏名、住所、連絡先を明記の上、持参・郵送・ファクス・メール・音声ファイル・録音テープのいずれかで提出。意見はどなたでも提出できます

意見の検討結果 R7/2月中に公表予定
意見の提出先 広聴・市民生活課
〒061-3292 花川北6・1・30・2(市役所1階) ☎72・3199

✉ seikatsu@city.ishikari.hokkaido.jp

※詳細は市HP、あい・ボード、市情報公開コーナー(市役所1階)、市民図書館、担当課、各支所地域振興課にある資料をご覧ください



▲オンライン提出